

「刑事施設におけるインターンシップ」の実施に関する覚書

〇〇矯正管区と〇〇大学（院）（以下「大学（院）」という。）は、貴大学（院）に所属する〇〇〇〇（以下「実習生」という。）が参加する「刑事施設におけるインターンシップ」の取扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割等

- (1) 〇〇刑務所は、〇〇大学（院）の学生を令和〇〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に実習生として受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。
- (2) 大学（院）は実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。
- (3) 〇〇矯正管区及び〇〇刑務所と大学（院）は、実習の実施に当たり連携及び協力を行う。

第2 実習時間、実習に係る費用負担及び事故への対応

- (1) 実習時間は、午前〇時〇分から午後〇時までとする。休憩時間は適宜取得することとする。ただし、実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う法務省の担当者が必要と認めた場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。
- (2) 法務省の機関は、実習生に対し、一切の実習に関する給与、手当等（交通費、滞在費、食費、保険料等）を支給しない。
- (3) 大学（院）は、実習期間中の事故等により、実習生が傷害を負った場合又は実習生が〇〇刑務所若しくは職員等に損害を与えた場合等に備え、実習生に、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険の両方に加算させなければならない。

なお、上記保険の利用等に関する必要な手続は、大学（院）又は実習生が行うものとする。

第3 実習期間中における遵守事項等

- (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、国家公務員については、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等（国家公務員法第99条）に鑑み、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分を保有しないが、国

家公務員については、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされていること（国家公務員法第100条）に鑑み、実習期間中に知ることのできた秘密を何人にも漏らしてはならない。実習期間終了後も同様とする。

- (3) 実習生は、実習期間中、実習時間の10分前までに指定された実習場所に登庁し、実習に関して、法務省の指示に従うとともに、実習期間中は実習に専念する。
- (4) 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。実習生は、正当な事由により実習を欠務する場合は、事前に〇〇矯正管区に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに〇〇矯正管区及び〇〇刑務所に連絡することとする。
- (5) 大学（院）は、実習期間中及び実習期間終了後、実習生が実習期間中に知ることのできた秘密を何人にも漏らさぬよう指導・監督する。
- (6) 実習生及び大学（院）は、別添の誓約書を〇〇矯正管区第二部長宛てに、実習生と大学（院）総括責任者との連名で提出する。
- (7) 〇〇矯正管区又は〇〇刑務所は、実習生が本覚書に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。この場合において、〇〇矯正管区は、速やかに大学（院）にその旨を通知する。

第4 個人情報 の 目的外使用 の 禁止

〇〇矯正管区及び〇〇刑務所は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また、〇〇矯正管区及び〇〇刑務所は、実習生の個人情報をインターネット実施以外の目的には使用しない。

第5 実習生及び大学の責任等

- (1) 実習生は、実習期間中又は実習期間終了後において、本覚書又は別添誓約書に反する行為により〇〇刑務所若しくは職員等に損害を与えた場合、当該損害に係る責任を負うものとする。
- (2) 大学（院）は、刑事施設が実習の受入先であるという事情を考慮した上で、実習生が上記（1）の損害を与えることのないよう必要な指導・監督を行う義務を負うものとする。

第6 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、〇〇矯正管区と大学（院）が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、〇〇矯正管区、大

学（院）及び実習生が記名捺印の上，それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

〇〇矯正管区第二部長

〇〇大学（院）＜総括責任者名＞

〇〇大学（院）〇学部